

○騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域

平成24年3月30日

公告第4号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号イの規定により、次の区域を騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）に規定する地域の類型ごとに当てはめる地域として指定するので、次のとおり公告する。

1 地域類型

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 該当地域のうち次表地域の区分の欄に掲げる地域の基準値は、上表にかかわらず次表基準値の欄に定める基準とする。

地域の区分	基準値	
	昼間（午前6時から午後	夜間（午後10時から翌日

	10時まで)	の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値は、上表にかかわらず次表の基準とする。

基準値	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認めるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注

- (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
 - ② 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に隣接する空間」とは、次に掲げる車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

2 指定日

平成24年4月1日

附 則〔平成30年3月30日公告第1号〕

この公告は、平成30年4月1日から施行する。